

西条市U I Jターン保育士支援事業（県・市町連携事業）



西条市で保育士になりませんか

県外からの
移住者対象

最大20万円
補助します



【お問い合わせ先】

西条市役所 保育・幼稚園課
（愛媛県西条市明屋敷164番地）

Tel 0897-52-1337

詳細は▼



**LOVE
SAIJO**
Action! SDGs

西条市U I Jターン保育士支援事業 (県・市町連携事業)

事業内容

愛媛県外から西条市内の保育所等（保育所・認定こども園・地域型保育所）へ就労した保育士の方を対象に、就労にかかった経費を補助します。

対象者の要件

(1) U I Jターン等に関する要件

- ①市内の保育所等への就労を機に令和7年1月1日以後に県内へ転入した方、または、県内の指定保育士養成施設卒業の翌年度までに市内の保育所等へ就労した県外出身の方。
- ②県外からの転入による補助金等を愛媛県や県内市町から受けたことがなく、かつ、受ける予定がないこと。

(2) 就労に関する要件

- ①令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に市内の保育所等で勤務を開始した方、または、同期間中に内定等を承諾した方で、令和8年4月1日までに勤務を開始する見込みの方。
- ②市内の保育所等で、保育士として1日当たり6時間以上、かつ1か月当たり20日以上勤務する方で、1年を超えて勤務する見込みがあること。

対象となる経費

就労するために必要となった引越費用、住宅賃借費用（礼金・仲介手数料・家賃等）、生活用品購入費（洗濯機・冷蔵庫・テレビ等）

補助金額

20万円以内（20万円と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額）

申請方法と申請期限

「西条市U I Jターン保育士支援事業費補助金交付申請書兼請求書」（様式第1号）に必要書類を添付して、**令和8年3月30日（月）**までに、表面のお問い合わせ先まで提出してください。